

新潟市児童福祉法施行細則に規定する児童相談所に関する様式を定める要綱

新潟市児童福祉法施行細則（平成 8 年新潟市規則第 8 号）に規定する児童相談所に関する様式については、次の表に定めるとおりとする。

	名称	規定条項	別記様式番号
1	入所（委託）措置決定通知書	第 3 1 条第 1 項	別記様式第 1 号
2	一時保護決定通知書	第 3 1 条第 2 項	別記様式第 2 号
3	措置解除（停止・変更・延長）決定通知書	第 3 4 条	別記様式第 3 号

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

第 年 月 日 号			
様			
新潟市児童相談所長 印			
入所(委託)措置決定通知書			
児童福祉法第27条第1項第3号・第27条第2項・第27条の2第1項の規定により、次のとおり決定したので通知します。			
措置内容			
措置年月日		施設名 (所在地)	
措置番号			
児 童	氏名		生年月日
	学校		状 況
保 護 者	氏名		続 柄
	住所		
備 考			

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 児童福祉施設の施設長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」といいます。)のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。児童相談所長は、ファミリーホーム又は里親に委託中の児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、施設長、ファミリーホームの養育者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。(児童福祉法第47条)

	第 年	月	号 日
様			
	新潟市児童相談所長		印
一時保護決定通知書			
<p>下記の児童について、児童福祉法第33条の規定により、一時保護をすることにしたので通知します。</p>			
児童氏名、性別、生 年月日及び住所	氏 名	年 月 日生 男・女	
	住 所		
一時保護の開始 日 時			
一時保護する場所			
一時保護する理由			
備 考			
<p>(教示)</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 児童相談所長は、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して7日以内に、児童相談所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に一時保護状を請求しなければならないこととされています。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げないこととされています。（児童福祉法第33条）</p> <p>(1) 当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人（以下「親権者等」といいます。）の同意がある場合</p> <p>(2) 当該児童に親権者等がない場合</p> <p>(3) 当該一時保護をその開始した日から起算して7日以内に解除した場合</p> <p>4 一時保護を開始した日から2か月を超えて引き続き一時保護を行うことが、親権者等の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長は家庭裁判所の承認を得なければならないこととされています。ただし、児童福祉法第28条第1項第1号若しくは第2号ただし書の承認の申立て又は同法第33条の7の規定に基づく親権喪失若しくは親権停止の審判請求若しくは同法第33条の9の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りではありません。（児童福祉法第33条）</p> <p>5 児童相談所長は、一時保護を行った児童で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、児童相談所長は、一時保護を行った児童で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。（児童福祉法第33条の2）</p>			

第 号
年 月 日

様

新潟市児童相談所長 印

措置解除(停止・変更・延長)決定通知書

年 月 日付け 第 号により通知した措置を、下記のとおり解除、停止、変更、延長することに決定したので通知します。

児童氏名、性別及び生年月日	年 月 日生 男・女
従前の措置の種別及び内容	
解除、停止、変更、延長年月日	年 月 日
(変更の場合)変更措置の種別及び内容	
解除、停止、変更又は延長の理由	
備考	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 児童福祉施設の施設長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人(以下「親権者等」といいます。)のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。児童相談所長は、ファミリーホーム又は里親に委託中の児童等で親権者等のないものに対し、親権者等があるに至るまでの間、親権を行います。また、施設長、ファミリーホームの養育者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権者等のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができます。親権者等はこの措置を不当に妨げてはなりません。また、この措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権者等の意に反しても、これをとることができることとされています。(児童福祉法第47条)

